

別府市高齢者配食サービス指定事業者の公募実施要項

1 公募の理由

別府市は、別府市高齢者配食サービス事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、高齢者の健康保持及び孤独感の解消並びに安否確認の充実を図り、もって高齢者の福祉増進に資することを目的として、高齢者配食サービス（以下「この事業」という。）を実施している。

この事業は、現在3事業者を指定し配食サービスを行っているが、既存参入事業者の撤退、事故等の予期せぬ指定事業者の減少などの不測の事態に備える必要とともに、事業目的の達成には安定した高齢者配食サービスの提供の継続が求められている。

また、指定事業者の経営的な配慮を必要とするものの、自治体契約の公平性・公正性の確保の観点から、指定事業者を固定するという措置が必ずしも適当とする理由には至らない。

以上を理由として、この事業の安定的な継続と、自治体契約の適正な執行を確保するために、指定事業者を公募する。

2 応募の資格要件等

- (1) ① 市内に必要な事業所その他これに類する作業場を有し、令和8年4月1日前において引き続き2年以上の同種相当の事業を営んでいる者
② 食品衛生法の営業許可を受けており、高齢者配食サービス事業を理解し遂行できる者
③ 市税を滞納していない者
- (2) その他別府市長が特に必要と認める者

3 配食地域の範囲

配食地域の範囲は、別府市内一円とする。ただし、年度が始まる1か月前までに参入するすべての事業者間であらかじめ合意又は調整が得られたときに限り、配食困難地域（概ね内成、赤松、柳、河内、枝郷、大所、小坂、城島、古賀原、鳥越、東山、明礬、湯山、山の口、天間などの地域を予定する。）での配食範囲の一部を変更することができる。この場合において、配食範囲を調整しようとするときは、実施要綱の規定を満たす対象者（以下「利用者」という。）の希望に配慮する必要があること、及び利用者に対し、あらかじめ事業者が配食できない地域を示す必要があることなどから、速やかに別府市へ報告し、別府市の承諾が得られた場合に限り例外を認めるものである。

4 配食の時間帯等

配食については、おおむね午前10時から午前12時半までに完了することとする。

5 従事員の配置等

指定を受けようとする事業者は、この事業を適切かつ安定的及び継続的に実施できるよう、受託しようとする業務量に応じた人員を配置するものとする。

配食する食事は、栄養のバランスの取れたものとし、栄養士が作成した献立に基づく調理及び栄養士の助言・指導を受けて調理が行わなければならない。この場合において、従業員に栄養士が確保できないときは、第三者に委託して行うことを妨げない（再委託承諾申請書の提出必要）。

6 応募に係る提出書類等

- (1) 営業概要書（商号又は名称、代表者、所在地、資本金、この事業に配置する従業員数（兼務者を含む。）とその担当する業務の内容、創業年月及び営業年数、1日当たりの可能配食個数）
- (2) 使用印鑑届
- (3) 身分証明書の書式（配達員など）※配達員等の身分証明書の写しを求める。
- (4) 食品衛生法の営業許可書の写し
- (5) 受託業務遂行に必要な調理場その他の平面（見取）図（調理台、食器台、冷蔵庫など位置図含む。）
- (6) 納税証明書（市税を完納していること）
- (7) 誓約書（申請書類に対する記載事項の誓約、この事業に対する履行責任の誓約）
- (8) 再委託承諾申請書（業務の一部を外部に委託している場合に必要）
- (9) その他 公募時点において、この事業の従前からの指定事業者であって、この事業遂行の期間中継続して事故なく、及び届出事項に変更を生じていない事業者は、別府市が必要に応じ提出書類の一部を省略することができる。なお、事業者は、事業者の指定前又は指定後に関わらず届出事項を変更しようとする場合は、速やかにその旨の届け出が必要となる。

7 事業実施の形態

この事業は、利用者からの相談又は問い合わせにより、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者により受付を行い、当該受付に係る配食サービス利用の申請は、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者を経由して「高齢者配食サービス利用申請書」が別府市に提出され、「高齢者配食サービス決定通知書」及び「高齢者配食サービス依頼書」での通知により配食サービスが開始される。

令和8年4月1日から開始するこの事業は、配食サービス指定事業者一覧（仮称）を地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者に配付して行うものとする。併せて配食サービス指定事業者一覧の広報を行うものとする。

8 営業許可の更新時の届出

実施要綱第4条の食品衛生法の営業許可を受けている者が、当該営業許可を更新した際は、当該更新時における「食品衛生法監視票」その他の判定結果を、別府市に届出なければならぬ。

9 この事業のサービス利用者の状況

令和7年12月1日現在において、名が利用している。

10 指定事業者の選考

指定事業者の選考は、応募の資格要件を満たし、提出書類の審査、配食（事業者負担）の試食審査、その他本市が必要と認める審査とし、本市の選考基準を満たす事業者を選定する。